

平成27年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成27年7月17日（金） 午後3時00分から午後4時40分まで

2 場 所

千葉県自治会館9階 第2・3会議室

3 出席者

委員：吉門委員長、齋藤副委員長、
前田委員、近藤委員、工藤委員、重岡委員、村上委員、
近田委員、柳委員

事務局：環境生活部 大竹次長
環境研究センター 日浦センター長
環境政策課 富塚課長、江利角副課長、田中班長、伊藤主査、
小島主査、東副主査、宮澤副主査

事業者：株式会社千葉袖ヶ浦エナジー

傍聴人：21名

4 議題

- (1) (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書について (答申案)

5 結果概要

- (1) (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に関して、事務局から配慮書手続状況(資料1)と関係市の意見(資料2)について説明があり、その後、事業者から資料3により、委員からの意見に対する事業者見解の説明があり質疑が行われた。

事業者が退席後、事務局が資料4、5によりこれまでの審議の論点整理とそれを基にした答申案の説明があり、審議が行われた。

答申案については、本委員会での採択は行われず、後日事務局で修正した物を再度各委員が確認の上で答申とされることとなった。

- (1) の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 計画段階環境配慮書に対する市長意見の提出状況 ((仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る計画段階環境配慮書)
- 資料 3 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る計画段階環境配慮書 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 4 : 答申案審議に向けた論点整理 ((仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る計画段階環境配慮書) 【委員限り】
- 資料 5 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見 (答申案)
- 参考資料 1 : 西沖の山発電所 (仮称) 新設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見
- 参考資料 2 : 西沖の山発電所 (仮称) 新設計画に係る計画段階環境配慮書に対する山口県知事意見

別紙

1 開会挨拶要旨（大竹環境生活部次長）

本日ご審議いただく案件は1件です。前回、環境影響評価法に基づく計画段階配慮書手続きに入った、（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書について委員会に諮問し、事業者から説明を行った。

今回は、前回以降の追加の質問等に対する事業者見解の説明と、これまでの御意見等を踏まえて事務局で作成した答申案の内容について、御審議をお願いする。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りたい。

2 議事

（1）（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）

- ① 事務局から配慮書手続状況（資料1）と関係市からの意見（資料2）について説明が行われ、その後、事業者から資料3により、委員からの意見に対する事業者見解の説明があり審議が行われた。

【審議】

（委員）

大気質に関して、水銀は電気集塵装置と湿式の排煙脱硫装置でほとんど除去できると考えてよいのか。

今国会で大気汚染防止法の改正があり、水銀について排出規制の対象とすることとなった。水俣条約の批准国が発効の条件となる数を超えることを見越した改正であり、条約発効後2年以内の施行となっている。

水銀が規制対象となる蓋然性が高いので、このことについて、事業者はどのように考えているのか。

（事業者）

水銀に対しては、国の動向を把握した上で対応を検討していく。具体的な予測等の手法については確認できていないので、国の動向を重視しながら内容を検討していく。

（委員）

資料3のNo1の回答であるが、事業のやり易さからの説明にすぎないように思える。回答ではエネルギー基本計画等も取り上げているが、質問の趣旨は、千葉県の環境影響の観点からの説明を求めているのであり、国のスケールではなく、地元に対して、現地で環境への負荷を与える事業を実施する

ことについてどのように説明をするのか、そういった観点からの説明をしていただきましたかったが、そのような説明にはなっていない。

改めて、今後回答を検討しなおしていただきたいと思う。地元の方々にこの回答を読んでいただいて納得が得られるのか、考えていただきたい。

(委員)

事業者として、地元の反響のようなものは把握しているのか。把握しているのであれば、今後の地元に対する対応方針なども含めて、今の質問に対して回答していただきたい。

(事業者)

地元の方々に対しては、住民説明などの段階ではないが、各市の委員等には説明させていただいており、温排水の影響について懸念等の意見も出ていた。

一方、本事業の経済的な効果に興味を示される方もいたところである。

(委員)

配慮書手続の本来の思想からすれば、立地場所も含めた複数案から選定できることが望ましいと思うが、制度上、必ずしも立地についての検討をすることとはされておらず、とにかく複数案として 2 案検討するために今回の場合は煙突の高さを検討している。

配慮書の本来の目的からすればこのような検討が妥当かどうか、議論はあると思うが、委員からの意見については、配慮書のやり直しを手続きとして求めるのは難しいと思われる。

事業者には、今後の手続きの中で、委員からの意見に関して考えを明らかにしていただきたい。

(委員)

資料 3 の質問に対する回答については、質問に呼応した回答になっていないため、再度検討していただく必要があると思う。

(委員)

配慮書において、今後の計画については、環境への配慮の考え方は記載があるが、当該地で事業を実施することの環境面からの必然性について、この場での確かな回答をするのは難しいとは思いますが、説明があればいただきたい。

(事業者)

資料3の繰り返しにはなるが、今回事業を予定している場所については、新規に海面埋立てをせずに土地の改変が最小限にとどまることが土地の選定理由としての回答となる。

また、石炭の受け入れ等についても、既存のバースを活用するというのもあり、海面埋立てや海流への影響について必要最低限のものとしたことも、計画地とした理由の回答となる。

(委員)

配慮書手続きは、事業計画を作成する過程であり、手続きのやり取りをしながら計画を作るものなので、住民が納得する説明を配慮書の段階で満たしていることは必ずしも必要なことではない。

(委員)

即答を求めているわけではなく、資料3の回答をそのまま地元の人に読んでいただいて、納得してもらえるのか疑問に感じている。時間がかかっても構わないので、しっかりと質問に対する答えを再度検討をお願いしたい。

回答の全体的な印象として、事業がやりやすいので現地で実施するのしか見えない。現地を選ぶに当たって、あくまで環境に対してどのように配慮をしたのか、現地在環境的に有利なことについて説明が必要ではないか。

例えば内湾に温排水を排水してよいのか、また、立地として排煙が市街地に流れるのは以前から知られていて明らかであること等、地元として不安はあると思う。

何故、他の場所ではなく現地にしたのか、説明をしっかりとする必要があり、回答について練り直してもらいたい。

(委員)

何故この場所で事業を行うかについては、今後の住民説明会などでも想定される質問かと思う。

質問の趣旨に対して的確に回答する努力をお願いします。

(事業者)

いただいた御意見について念頭において、事業を進めて行きたいと思う。

(委員)

配慮書手続において、どこまで意見を出せばよいのか、初めての手続きの

ため各委員も戸惑っている状況であると思う。

今後、方法書等の手続もあり、現段階ではなかなか意見が出てこない様子なので、本日の事業者への質疑はこれで終わりとしてほしい。

<事業者退出>

(委員)

本件の取り扱いなどについて、各委員から意見があればいただきたい。

特に意見等なければ、答申案の検討に移ることとする。

②事務局からこれまでの論点を整理した資料（資料4）と、答申案（資料5）についての説明があり、答申案の内容について審議が行われた。

(事務局)

資料4と資料5について説明する。

まず、資料4について、答申案審議に向けた論点整理の資料として、前回の第3回委員会で示した論点整理のたたき台を基として、審議の中で委員から挙げられた意見を取り入れ、各市長から寄せられた意見を踏まえた上で、さらに表現についても見直しを行い、今回の論点整理資料を作成した。

前回のたたき台から変わった部分については赤字見え消しで示している。

前回の委員会に出席していない委員もいるので、前回の説明と重なる所もあるが、論点整理資料の内容を説明する。

論点整理に当たっては、大きく3項目に整理した。

1 全般的事項については、当該事業に係る環境の保全の見地から配慮すべき特性等を地域特性と事業特性に分けて記載している。この全般的事項は、答申案の前文を構成する要素となる。

2の総括的事項と3の各論は、一部の項目は指導事項となるが、基本的にはそのまま答申案とすることとした。

1 全般的事項について、(1) 地域特性として、①事業実施想定区域の陸域は埋立地であり、都市計画法に基づく工業専用地域であること。

②事業実施想定区域の20km圏内には、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域の指定を受けていた地域があること。

③事業実施想定区域の20km圏内には、NOx・PM法の対策地域があること。

④事業実施想定区域の周囲20km圏内の大気の測定結果では、PM2.5等の環境基準に適合していない地点が存在すること。

⑤事業実施区域の周辺海域の水質の測定結果では、COD 等について、環境基準に適合していない地点が存在すること。

⑥大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制地域内であり、当地域内に立地する事業者は、硫黄酸化物排出低減に特段の配慮をしてきたこと。

⑦排水先の海域は閉鎖性水域である東京湾であり、東京湾総量規制の対象海域となっており、当地域内に立地する事業者は汚濁負荷量の削減に特段の配慮をしてきたこと。

⑧京葉工業地帯の臨海地域に立地する主要工場と県及び市の3者は、環境の保全に関する協定を締結し、公害の未然防止や地域の環境保全を図っていること。

⑨近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等も行われる盤洲干潟が存在すること。

⑩周辺の海域では海苔養殖等の漁業が行われていること。

以上、10項目を地域特性として挙げた。

前回委員会での意見を参考に、②の公害健康被害補償法の第一種指定地域が存在することと、同様の地域としてNO_x・PM法の対象地域となっていることを事務局案として追記した。

次に(2)事業特性として、①供給安定性や経済性に優れた石炭を燃料として、利用可能な最新の発電技術のひとつである超々臨界圧(USC)発電技術を導入した出力約100万kWの石炭火力発電施設を2基、計約200万kWを新たに設置する計画であること。

②排ガス量は約672万m³N/hとなる計画であり、硫黄酸化物の排出量が約140m³N/hこれは県内ばい煙発生施設総排出量の1割強程度となり、ばいじんの排出量が約40kg/hで、同総排出量の2割強程度であること。

③発電所の供用に伴う排水は、総合排水処理装置で処理し、排水基準以下で海域へ排出する計画であること。

④復水器の冷却水は深層取水し、水量約80m³/sの温排水を水中放水する計画であること。

⑤石炭の保管に当たっては密閉型運炭設備、屋内貯炭場を設置するが、一部既存の屋外貯炭場も利用する計画であること。

⑥施設の供用に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であること。

以上、6項目を事業特性として挙げた。前回のたたき台からは、①の表現を見直したことと、②として、3各論の大気項目で触れていた大気汚染物質の総排出量に関して、事業特性に整理することとした。

また、(3)その他として、①煙突高さについて180mと200mの複数案を検討していることを挙げた。

次に、2 総括的事項について、今後の事業計画やアセス図書の作成に当たって総括的に配慮すべき事項を挙げ、3 項目を総括事項とした。

(1) は今回新たに加えたもので、配慮書においては複数案として煙突高が示されているが、委員からの意見を踏まえ、そもそもの事業実施場所の複数案やその他の複数案についても何故設定しなかったのか経緯を含めて明らかにするよう求めている。

(2)、(3) は前回たたき台から若干の表現修正を加えている。

(2) は安全側に立った事業計画を作成する念押しするもので、(3) は今後のアセスに係る作業について、丁寧に実施することを求めており、趣旨は変わっていない。

3 各論について、当該事業において、アセスに係る各環境項目に関して、地域特性や事業特性を考慮して、環境の保全の見地から、事業計画や方法書以降の図書の作成に当たり、特に注意すべきと考えられる意見等を挙げている。

(1) 大気質については6 項目を挙げている。

たたき台からの変更等については、①では、具体的な排出量に関する記載は事業特性に移している。趣旨としては変わらず、排ガス処理に当たって最善の措置を講じて、負荷を可能な限り低減する計画とするよう求めている。

②は、大気質の環境影響評価に関することとして、前回たたき台の②と③をまとめており、短期高濃度条件での調査と、2次粒子生成影響を検討するよう求めている。

③、④には修正、変更はない。

⑤は委員や市からの意見を踏まえ、使用する石炭に高品質なものを求めるとともに、石炭の成分に対応できる排ガス処理設備を求める意見として、新たに追加した。

⑥は、石炭粉じんの飛散に関して調査予測評価を求めるもので、市からの意見も踏まえて、前回たたき台から表現を改めている、

(2) 騒音・振動については、市の意見を踏まえて、今回新たに追記し、2 項目を挙げている。

①は騒音に配慮した事業計画とするよう求めるもの、②については車両に係る影響評価を求めるものとなる。

(3) 水質については4 項目とした。

たたき台からの修正点として、①は、たたき台の①と②を合わせており、趣旨は変わらないが、水処理に関する事項として、排水の諸元を明らかにした上で、汚濁負荷量の検討と、処理に対する考え方を明らかにするよう求めている。

②も趣旨としては変わらないが、表現を強く改めて、排水について環境影響評価項目とするよう求めている。

③と④は温排水に関する意見だが、前回たたき台では④として一つにまとめていたものを、委員や市長意見をとり入れた上で、分かりやすくなるよう表現を改めて分割した。

③は温排水の調査予測評価を求め、その際に海水温と沿岸流についても考慮を求めている。④は予測評価に関して、緒元や結果の分かりやすい記載を求めるものとなる。

(4) 地下水については1項目とした。この項目については、事務局意見として今回追加したものだが、既存の文献調査結果の記載を求めるものなので、答申案からは外し、指導事項とした。

(5) 土壌についても1項目となる。こちらについても、地下水の項目と同様に、既存の文献調査結果の記載を求めるものなので、答申案からは外し、指導事項としている。

次に(6) 動植物等については5項目とした。

たたき台からの変更点として、①と②について、たたき台では一つの項目だったものを分割した。

①は配慮書における判断基準の妥当性を明示するよう求めるもの、②は生物が多く生息する盤洲干潟周辺に関して重要種以外の温排水の影響の予測評価を求めるものとなる。

③はプランクトン等への生態系への影響について、重要種以外も含めた調査予測評価を求めるもので、たたき台からは委員や市長意見を踏まえて、赤潮発生等の間接的影響について表現を追記している。

④は委員の意見を踏まえて、バラスト水による外来生物への対策について、今回記載を追加したものとなる。

⑤については、重要種の選定根拠を追加するよう求めるもので、指摘事項にあたるので、答申案からは外している。

(7) 廃棄物等については2項目とした。

たたき台からの変更については、①は表現を修正しているが、趣旨に変更はなく、廃棄物に関する調査、予測及び評価を求める意見であり、発生する石炭灰について、セメント原料として全量有効利用する計画とされているが、計画通りにいかない場合も想定されることから、適切な対応がとれるよう検討と、その内容を明らかにするよう求めている。

②は残土の活用について求めている意見で、たたき台からは表現を修正している。

次に(8) 温室効果ガスについては4項目としており、たたき台からは大きく変わっているが、基本的な趣旨は変えていない。

①は今回追加したもので、国の意見を踏まえて必要に応じた事業計画の見直

しを求めるものとなる。

②は、石炭ガス化複合発電等のより先進的な発電技術を採用しなかった経緯について、温室効果ガスの観点から説明を求めている。なお、前回たたき台では国の削減目標との整合性を含めた経緯を求めているが、①で、事業計画で整合を図るよう求めていることから、②では省略した。

③は、今後、竣工までに新たな発電技術の導入の検討を求め、また、発電技術以外の先進的なCO₂低減技術の導入可能性も考慮した事業計画とするよう求めている。これは、委員意見であったCCS readyも踏まえた内容としている。

④は、温室効果ガス等を環境影響評価項目とするよう求めた、念押しの意見となる。

最後の(9)その他として1項目を挙げているが、指導事項となることから、答申案からは外している。

以上が、事務局の作成した答申案審議に向けた論点整理となる。

この論点整理を踏まえ、答申案を作成している。

答申案では、論点整理の1 全般的事項の地域特性と事業特性を基に前文を作成し、2 総括的事項と3 各論については、論点整理で指導事項としたものを外して、その他はそのまま記載している。

答申案の前文については次のとおりである。(答申案全文を読み上げ)

総括的事項と各論は、論点整理資料と同じなので、説明は省略する。

なお、1点資料間違いがあり修正する、事業計画名の頭には(仮称)が入るので、この点について修正をお願いする。

答申案の説明は以上となる。

【審議】

(委員)

答申案の廃棄物等の項目の部分について、表現の問題だけだが、この文章だけを読むと、セメント原料としての利用が問題で、他の方法を探すよう求めているようにも読めるので、「他の有効利用方法について「も」として修正いただきたい。

その他の内容は、廃棄物に関しては特に問題ないと思われる。

(事務局)

有効利用方法について「も」として、修正する。

(委員)

文言に関して、大気質についての項目の④について「今後の法規制の動向

も踏まえて…」とあるが、法律ができる前であればこの表現でも問題はなかったが、水銀に関しては現時点で法案が可決されており、後は周知期間の問題だけであり、供用時には法律は既に施行された状況となるので、水銀については表現を工夫した方が良いと思われる。

(事務局)

後日、表現を検討した結果を改めて示させていただき、対応したい。

(委員)

答申案の前文でPM2.5との文言があるが、この表現で良いのかどうか。

(事務局)

後段の大気質の項では微小粒子状物質との表現もあるので、整理して表現を統一したい。

(委員)

「複数案設定について検討経緯を含めて明らかにすること」として資料4の論点整理の中にあるが、複数案設定についてどこまで求めるのかにも関連することだが、具体的にはどこで明らかにしてもらおう考えなのか。

(事務局)

方法書や準備書といった、今後の手続きの中で明らかにしてもらおう考えである。直近では方法書の中で記載してもらおうことになる。

(委員)

温排水について、排出口の位置について複数案を検討しなかった理由が、配慮書の2-2-5に記載されており、放水口近傍に干潟、藻場、サンゴ礁などの分布が確認されていないことから複数案の検討は有意ではないためとしている。

一方、配慮事項については動物に対して影響があり得るためとして温排水に関する検討が行われている。

これを考えると、放水口の位置について複数案の検討をしなかった理由の説明になっていない。

温排水の影響が出ることが分かっている、複数案を検討しなかったのであれば、複数案を検討していても、温排水に対して影響を与えないことを述べなければならない。

このことが、「検討経緯を含めて明らかにすること」に含まれていることを、事業者が感じてくれるのか、心配である。

文言としては問題ないかもしれないが、こういった点を含めて、事業者に対しての指導が必要ではないか。

(事務局)

今後、知事意見として提出した際には、事務局として指導をしていきたい。

(委員)

答申案の1. 総括的事項の文言で、「一定程度の不確実性」とあるが、一定程度という表現が引っ掛かる。

(事務局)

計画段階環境配慮書は、基本的に文献による調査を基とした予測・評価であり、また、事業計画自体が固まっていない段階での予測・評価であること、などから一定程度の不確実性があるのではないかと、このような表現となっている。

表現として分かりにくいようなので、「一定程度」との表現は削除することとしたい。

(委員)

同じ段落の後段で、さらに「可能性がある」として、表現がぼけてしまっている。

また、答申案の前文で、「京葉工業地域に位置し～漁業も営まれている」とあるが、文章として工業地域と漁業が営まれていることとの関係が見えない。工業地域があるのに漁業が営まれているという意味なのか、意味がはっきりとしないので表現を見直していただきたい。

(事務局)

前文の当該部分は、前段と後段のつながりが悪くなっていると思うので、表現を見直して改めてお示ししたい。

(委員)

火力発電所は建設から使えなくなるまで、どのくらいの期間があるものなのか。通常の建築物であれば、40～50年耐用されるものであるが、このような事業は一度許可されれば、50年間分の許可となるのか。

技術というものは、10年程度で見直しが必要ではないかと思うが、本委員会で、このようなことについては言えないものなのか。

(委員)

環境対策としては、50年と言わず、状況が変われば見直すことが求められる。また、設備そのものがリプレース等される場合には、その際に環境影響評価の手続がある。

(委員)

海水が1℃でも上がるということは、自然界に対して良いことではないということが前提にあると思う。それを事業者が3℃で良いとしていることを、本委員会において了承した形となり、その後も長期にその状況が続くことになる。そのようなことについては、技術的な裏付けを持って、何年かごとにチェックを行い、状況の改善が行われなければいけないのではないか。

このような対応について、事業者に全てを任せ、事業者の意向によって改善するのか、改善しないのかを決めさせてしまうことになるのか。

(委員)

事業を始めるに当たって、環境基準等を満たさなければならないので、基準を満たす形にして事業はスタートする。そのために、アセスメントを実施している面もある。

事業開始の時点では問題がなくとも、経過とともに状況が悪くなるという場合、事業開始直後の状況であればアセスメントの事後調査により把握される。

しかし、5年後、10年後といった範囲で問題が生じるのであれば、アセスメントの対象を超えた事態であるので、行政等がアセスメントとは別に対応することになる。

(委員)

建築関係では、建設後に徐々に悪くなっていくことが前提であるため、どのようにメンテナンスを行うかについてあらかじめ計画として示されるのが普通である。

環境に対してのメンテナンスシステムのようなものは、アセスメントの中では取り扱われないのか。

(委員)

施設のメンテナンスを行い、性能を保つのは前提であり、性能が満たされ

るかどうかは、アセスメントとは別の議論であり、もし問題があれば、行政による指導等が行われることになる。

(事務局)

発電所建設の許認可は、経済産業大臣による認可になるため、許認可に当たって県は権限を持っていないが、施設の供用後については、例えば大気汚染防止法のばい煙発生施設に当たることから、定期的な立入検査を行い、法規制基準を超過等が確認されれば、指導を行っていく。

ただ、温排水については、法律や条例で規制するものはないので、事業者の自主的な取り組みをお願いするしかないと考えている。

(委員)

アセスメントの段階であれば、事業者に温排水の対応を求めることは問題ないか。

(事務局)

アセスメントとして対応を求めることに問題はない。供用後の規制としては、難しいという意味での説明となる。

(委員)

フォローアップをどのようにしていくのか、今後検討しなければならないと思う。

一方、温排水に関しては、不確実性の要素が強すぎると思われる。今回の事業によるものだけではない複合的な要因があり、フォローアップをしたとしても、出てきた結果に対する当該事業との因果関係を説明することは非常に難しいのではないか。

(委員)

答申案の(4)動植物等について、②と③で「重要な生物種だけでなく…」との表現があるが、②の意味はわかるが、③は分かり難くなっている。

③については、重要生物だけでなく何を含めて何を行うのか、分かりやすい表現を検討いただきたい。

(事務局)

表現を検討して、改めてお示ししたい。

(委員)

前回の委員会で、温排水について委員からいくつか意見が出ていたと思うが、この内容で不足はないか。

(委員)

重要な生物種については配慮書に記載があると思うが、②で記載のある干潟周辺に生息する動植物というのは陸生の動植物も含むみ、③では水生の動植物に限定しているのか。

(事務局)

陸生や水生の限定はしていない。

(委員)

その場合、②と③の違いは何か。

(事務局)

②は動植物への影響、③は生態系への影響について分けて記載している。

(委員)

生息環境への影響は具体的には何を指しているのか。

生態系と言った場合には、生物及びそれを取り巻く環境を示すので、生物を含む定義となる。

(事務局)

御意見を踏まえて、表現を検討して改めてお示ししたい。

(委員)

答申案の各論(1)大気質⑤の燃料石炭に関することについて、高品質の石炭を使用することは当然のことではあるが、予測段階では良質の燃料を使用して実施し、実際には粗悪な燃料を使用することも危惧されるが、どのように防ぐのか。

(委員)

先ほど似たような議論があったが、品質の悪い燃料を使用して環境へ影響が生じれば指導が行われるのではないか。

(委員)

予測においては安全側に立って実施するのが通常であるので、このこととのすり合わせがどうのなるのか気になった。

方法書の意見の中で、品質の悪い燃料を使った場合を想定するよう求めることになるのか。

(委員)

予測評価に際しては、想定している燃料よりも質を落として実施するような言い回しとした方が良いのか。

(事務局)

該当箇所の表現について、分かりにくくなっているので、順番を入れ替え、「石炭の燃焼に伴い排出が想定される有害物質に対応可能な排ガス処理設備とするとともに、燃料とする石炭については高品質で有害物質の少ないものを選定すること。」として、前段において安全側に立った排ガス処理設備の設置を求め、その上で、品質の高い石炭を使うことを求める表現としたい。

(委員)

答申案について、手直しすべき事項は何点かあったが、本質的な内容の修正はなかったと思う。答申案の文言の修正を行い、最終案を事務局で作成をいただき、各委員に確認を受けた上で、答申とすることとしたい。

国との協議において、内容の扱いを変える可能性があるとの話があったと思うが、もし必要であれば再審議ということもあり得ると思うが、事務局としてどのように考えているのか。

(事務局)

状況が現時点では明らかではないので、明らかになり次第、委員会に相談をしたい。

(委員)

国の動向により変更の可能性はあるが、本日の段階では、後日に文言の修正を行い、確認の上で答申とすることとする。

以上で本日の審議は終了とする。

傍聴者には御退席を願う。

<傍聴者退席>